

青森県報

第百五十九号

令和二年
五月二十日
(水曜日)

目次

告 示

- 家畜伝染病の発生……………(畜産課)…一
- 道路の区域の変更……………(道路課)…一
- 道路の供用の開始……………(同)…二

公 告

- 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表……………(水産振興課)…二
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(会計管理課)…三

出先機関

- 土地改良区の定款変更の認可……………(中 南 地 域 民 局)…四
- 土地改良区の役員の就任……………(三 八 地 域 民 局)…四
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同)…四
- 右……………(同)…四
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(西 北 地 域 民 局)…四
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同)…五
- 右……………(同)…五
- 右……………(同)…五
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(上 北 地 域 民 局)…五

選挙管理委員会

告 示

○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出：(事務局)…六

○政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………(同)…六

青森県告示第四百十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

令和二年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生の場所又は区域	発生日
ヨーネ病	牛	患者	三	十和田市	令和二年五月二日
			一	つがる市	令和二年五月一日

青森県告示第四百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和二年六月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和二年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路種類の	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国道	一〇四号	三戸郡田子町大字原字雀ヶ平三六の四から 三戸郡田子町大字原字雀ヶ平八五の一まで	前 八・九〇メートルから 後 一五・四〇メートルまで	四六〇・〇〇メートル		
2	県道	田子十和田湖線	三戸郡田子町大字田子字滝ノ又一四の八から 三戸郡田子町大字田子字滝ノ又一四の八まで	前 六・七〇メートルから 後 二九・八〇メートルまで	八四・〇〇メートル		

青森県告示第四百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和二年六月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和二年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始日
県道戸来十和田線	十和田市大字滝沢字道ノ上三四の三から 十和田市大字滝沢字道ノ上三三三の一〇まで 十和田市大字滝沢字道ノ上三三三の二六から 十和田市大字滝沢字道ノ上一四の一まで	令和二・五・二〇

公 告

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第八項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（令和二年四月一日公表）の一部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

令和二年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

（別添）青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第一の別に定める「くろまぐろ」について（第六管理期間）第二を次のように改める。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について青森県に定められた数量に関する事項

くろまぐろの漁獲可能量について、青森県に定められた魚体サイズ別の数量（以下「知事管理量」という。）は次表のとおりである。

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	343.3トン
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。)	513.9トン

注1 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について第5のくろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項が改定された場合には、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（別添）青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（第6管理期間）（以下「県計画別添」という。）の第2の本県に定められた数量を改定するものとする。

注2 全国における小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
財務会計オンラインシステム歳出節削減等対応改修業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
- 三 契約の方法
青森市長島一丁目の一
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和二年四月二十七日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社
東京都港区芝五丁目七の一
- 六 契約金額
三千七百二十九万円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、相馬土地改良区の定款の変更を令和二年四月二十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年五月二十日

中南地域県民局長 神 登喜彦

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、馬淵川土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年五月二十日

三八地域県民局長 堀 義明

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 の 年 月 日
理 事	小田 豊	八戸市大字尻内町字張田一〇六の一	令和二・三・三

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、八戸平原土地改良区の定款の変更を令和二年四月二十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年五月二十日

三八地域県民局長 堀 義明

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、田子

町土地改良区の定款の変更を令和二年四月三十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年五月二十日

三八地域県民局長 堀 義明

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、市浦土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年五月二十日

西北地域県民局長 西 村 達 弘

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	三和 金春	五所川原市相内四〇	令和 二・四・二六就任
〃	秋田谷 和智	〃 岩井八一の五六九	〃
〃	秋田谷 悟	〃 桂川五九の六	〃
〃	奈良 孝一	太田山の井二一の三	〃
〃	工藤 廣直	〃 〃 一四九の一	〃
〃	成田 壽光	相内岩井八一の三四七	〃
〃	村元 光治	磯松磯野一五七の一	〃
〃	葛西 武和	〃 赤川三の四五	〃
監 事	下山 祐逸	相内一五二	〃
〃	大澤 巧	〃 岩井八一の四六〇	〃
〃	藤田 斉	磯松磯野一九六の三	〃
理 事	工藤 廣直	太田山の井一四九の一	二・四・二五退任
〃	三和 金春	相内四〇	〃
〃	秋田谷 悟	〃 桂川五九の六	〃
〃	奈良 孝一	太田山の井二一の三	〃

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、板柳東部土地改良区の定款の変更を令和二年四月二十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年五月二十日

西北地域県民局長 西 村 達 弘

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、枝川鶴田土地改良区の定款の変更を令和二年四月二十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年五月二十日

西北地域県民局長 西 村 達 弘

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、廻堰大溜池土地改良区の定款の変更を令和二年四月二十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年五月二十日

西北地域県民局長 西 村 達 弘

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、奥入瀬川東部土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年五月二十日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	袴田 信男	上北郡おいらせ町間木三	令和 二・四・八就任
〃	小向 正和	東下谷地二〇の四	〃
〃	松本 勝雄	木崎一〇〇	〃
〃	川口 徹	下屋敷二二の一	〃
〃	三村 千代吉	松原一丁目七三の七	〃
〃	遠藤 廣志	中野平二二の一	〃
〃	沼端 務	東後谷地七一	〃
〃	苦米地 正秋	木崎九六の三	〃
〃	三村 千代治	東後谷地六七	〃
監 事	工藤 與一	新田二〇の一	〃
〃	田畑 実	深沢一丁目七三の一	〃
〃	豊野 廣	木崎一六三	〃
〃	袴田 信男	間木三	二・四・七退任
〃	松本 勝雄	木崎一〇〇	〃
〃	川口 徹	下屋敷二二の一	〃
〃	松村 一義	秋堂五七	〃
〃	小向 正和	東下谷地二〇の四	〃
〃	三村 千代吉	松原一丁目七三の七	〃
〃	遠藤 廣志	中野平二二の一	〃

〃	〃	〃	〃	〃	〃
監事	沼端 務	田畑 実	工藤 與一	苦米地 正秋	〃
〃	〃	七〇	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	東後谷地七一	深沢一丁目七三の一	新田二〇の一	木崎九六の三	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七條の二第一項の規定により告示する。

令和二年五月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎 光 顯

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 月 日 動
自由民主党東北町支部 (蛭沢 達也)	会計責任者	駒井 健	乙供 吾一	令和 元・五・三
自由民主党中泊町支部 (川山 光則)	主たる事務所の所在地	北津軽郡中泊町大字小泊字小泊四六〇	北津軽郡中泊町大字高根字小金石一三六七の二	〃
代表者	川山 光則	野上 祐一	〃	〃
会計責任者	田中 洋	長利 司	〃	〃
自由民主党青森県電気通信支部 (吉田 直樹)	会計責任者	石村 均	桜庭 達二	二・四・一

政党以外の政治団体

日本共産党青森県委員会 (畑中 孝之)	会計責任者	高柳 博明	溝江 伸一	二・四・三
自由民主党弘前市支部 (谷川 政人)	会計責任者	大山 直子	鈴木 順三	二・四・三

青森県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

令和二年五月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎 光 顯

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 月 日 動
日本司法書士政治連盟青森会 (田名部 守)	会計責任者	坂本 善信	高橋 美樹夫	平成 三・四・一
田中順造政経懇話会 (田中 順造)	主たる事務所の所在地	十和田市稲生町四の二三	十和田市稲生町六の一三	令和 二・四・三
ふくし直治後援会 (熊谷 範一)	主たる事務所の所在地	東津軽郡今別町大字浜名字中宇田三三の七	東津軽郡今別町大字今別字中沢一六三の一	二・四・八
豊田みよ後援会 (近田 雄一)	主たる事務所の所在地	八戸市吹上五丁目一の二五	八戸市大字鷹匠小路一八の一	元・五・六
豊美会 (豊田 美好)	主たる事務所の所在地	八戸市吹上五丁目一の二五	八戸市大字鷹匠小路一八の一	元・五・六

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異 月 日 動
〃	〃	〃	〃	〃	〃

豊田 美好	田中 順造
豊美会	田中順造政 経懇話会
主たる の所在 地事務	主たる の所在 地事務
八戸市 吹上 の二五 丁目	和田市 稲二 の四三 丁目
八戸市 大字 一路の 鷹八	和田市 稲一 の六三 丁目
令和 元・五 ・二六	令和 二・四 ・三

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円